

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年9月28日適当と決定した。

その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成19年10月16日から同年11月5日まで縦覧に供する。

平成19年10月9日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
丸亀市中津町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 兵庫地区	丸亀市産業部土地改良課
丸亀市土器町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 川古地区	〃
丸亀市金倉町川東土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 道上地区	〃